



2023年3月28日

各位

会社名 株式会社ピーバンドットコム  
代表者名 代表取締役 田坂 正樹  
(コード番号：3559、東証プライム市場)  
問合せ先 取締役CFO 上田 直也  
(TEL. 03-3265-0343)

## 上場維持基準の適合に向けた計画の更新

株式会社ピーバンドットコム（以下、当社）は、2021年12月10日にプライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画書を提出し、その内容について開示しております。

今般、新たに2022年12月末時点における「1日平均売買代金」が上場維持基準に充足していないことから、下記のとおり、プライム市場の上場維持基準（売買代金基準）の適合に向けた計画書を作成しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社の上場維持基準の適合状況および計画期間

当社は、移行期準日（2021年6月末）時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおり「流通株式時価総額」のみ適合していませんでしたが、新たに2022年12月末時点におけるプライム市場の上場維持基準（売買代金基準）への適合状況判定の結果、「1日平均売買代金」についても基準を満たしていません。

これを受け、当社は2023年12月末を計画期間とする上場維持基準（売買代金基準）への適合に向けた計画書を提出いたします。

なお、現時点において2021年12月10日に開示いたしました「新市場区分における上場維持基準の適合に向けた計画書」に記載の基本方針に変更はありませんが、「流通株式時価総額」への適合計画期間を2028年3月期として、上場維持基準を充たすべく各種取組みを進めてまいります。

		流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	1日平均売買代金
当社の適合状況及びその推移	2021年6月末 (移行基準日時点) ※1	25,222 単位	20.7 億円	52.6%	36,885 千円
	2022年12月末 (直近基準日時点)				9,949 千円
プライム上場維持基準		20,000 単位	100 億円	35.0%	20,000 千円
適合状況		適合	不適合	適合	不適合
計画期間			2028年3月末 ※2		2024年12月末

※1 2021年6月末の当社の適合状況は、株式会社東京証券所が移行基準日時点で把握している当社の株式等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 2021年12月10日に開示の適合計画書において、上場維持基準（流通株式時価総額）への適合に向けた計画期間を「第2次中期経営計画の期間中（2026年3月期～2028年3月期）のなるべく早い時期」としておりましたが、より具体的な期間を公表するものです。

## 2. 上場維持基準の適合に向けた取組みの基本方針、課題及び取組み内容

プライム市場の上場の維持基準(売買代金基準)への適合に向けた取組みの基本方針、課題及び取組み内容は、下記に記載のとおりです。

### (1) 基本方針

当社は、流通時価総額の上場維持基準の適合に向け、①中期経営計画にしたがった高成長性と高収益性の同時追求、②コーポレート・ガバナンスとIR体制の持続的な改革、③サステナビリティ課題への対応と情報開示の強化、④ステークホルダーとの建設的対話の強化、⑤流通株式比率の段階的引き上げといった5つの基本方針のもと、あらゆる対応を推し進めております。

2023年3月期を計画初年度とする「長期ビジョンに基づく中期経営計画」を着実に進め、業績を向上させることは、企業価値を高めるとともに売買代金の上昇にも寄与するものと考えております。また、売買代金維持基準の達成においては、特に以下の課題を明確にし、ステークホルダーに対する積極的な情報発信や対話の充実、サステナビリティ課題への対応強化を図る等を実施し、より多くの方々にとっての投資対象となることを目指してまいります。

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することを通じて、プライム市場の上場維持基準への適合を目指してまいります。

※ご参考：ピーバンドットコム「長期ビジョンに基づく中期経営計画」

<https://www.p-ban.com/ir/data/businessplan2022.pdf>

### (2) 課題及び取組み内容

#### ◆情報発信と対話の充実

当社は法人相手に事業や商取引を行い、また市場に流通しない製品を取り扱う特性上、事業内容が想像しづらく認知度の低さが一つの課題です。IR体制の持続的な改革で認知度の向上を図り、下記のようなIR活動を実施することにより、株式市場において適正な評価をいただけるよう努めてまいります。

- ①自社/他社サービス、SNSを利用したIR/PR配信
- ②決算説明会(四半期毎)の開催と動画・Q&Aの開示
- ③個人投資家層の認知拡大を目的とした会社説明会の実施
- ④各種説明会の書き起こし記事作成(日文・英文)
- ⑤第三者レポート
- ⑥IR動画配信メディアでの情報発信

#### ◆サステナビリティ課題への対応強化

当社は、事業と社会の持続性ある発展を目指し、サステナビリティ課題への取り組みを推進しています。また、コーポレート・ガバナンスコードへの対応として、プライム市場要求水準を充足するためにも、下記のような取り組みを実施し、情報開示の強化を図ります。

- ①TCFD提言に基づく開示
- ②サステナビリティ委員会の発足
- ③サステナビリティサイトの開設による情報開示

なお、移行基準日時点でプライム市場の上場維持基準を充たしておりませんでした「流通株式時価総額」につきましては、2023年3月末の適合状況が分かり次第、お知らせいたします。

以 上